

探偵業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業界ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい」とされたところである。

また、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部決定である「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年6月1日変更版)では、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとし、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言を行うこととする」とされたところである。このような背景を受け、探偵業として、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図りながら、適正な探偵業務をお客様に提供していくため、専門家会議提言に記載された「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」等に留意しながら、当面の対策を取り纏め本ガイドラインを策定したところである。

本ガイドラインは、各探偵業者が新型コロナウイルス感染予防を行いながら、適正な探偵業務を実施するに当たっての対策等を取り纏めたものである。探偵業者と探偵業務提供先(契約先)との間で緊密な連携を図り、各事業者の実情に合った対応をされたい。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスに関する政府の動向等を踏まえて、随時見直すこととする。

2 感染防止のための基本的な考え方

探偵業は、社会活動を維持するために、必要不可欠なサービスを担っており、単に感染拡大を防止するだけでなく、最低限の事業継続も確保する必要がある。

また、探偵業は、不特定多数者との応接・接触が避けられない業務であることから、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である飛沫感染と接触感染のそれぞれについて、自社の調査員(内勤者を含む)(以下「調査員等」という)や探偵業務提供先(契約者)の関係者に係るリスクを評価し、そのリスクに応じて、接触の回避や対人距離の確保(ソーシャルディスタンス)、換気や消毒の実施等に留意して、徹底した感染予防策を行うこととする。

探偵業者が提供しているサービスに係る接触感染によるリスクとしては、契約に係る関係書類等が考えられ、また、飛沫感染リスクとしては、契約の相手方及び調査事項によっては多数の者との応接等に係るものが考えられることから、具体的な対策を講じられたい。

3 講じるべき具体的な対策

(1) 基本的予防策

探偵業者は、次の点に留意しつつ、調査員等向けの感染予防策に取り組むものとする。

ア 健康管理

- ・調査員等に対し、出勤前に、体温や症状の有無を確認させ、具合の悪い者は、必ず管理者等へ報告させ、自宅待機とすること。

また、通勤途中で具合が悪くなった調査員も、直ちに帰宅させ、自宅待機とすること。

- ・発熱(37.5℃以上)や具合が悪く自宅待機となった調査員等の健康状態を毎日確認すること。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示すること。
- ・勤務状態が聴講直帰の調査員等に対しては、勤務終了時に健康状態について報告させるとともに、定時報告の回数を増やすなどして、より健康管理の把握に努めること。

イ 通勤

- ・調査員等の通勤手段として、公共交通機関を利用する場合は、可能な限り時差出勤を実施し、マスク又はフェースシールドを着用すること。(マスクは口と鼻をしっかりと覆い、外すときは表面を触れずヒモを外す。(安全なマスクの着け方と外し方参照))

また、マスク等のずれを直すときもできるだけ端をつまんで直すようにし、私語をしないこと等の十分な感染予防を徹底すること。

(2) 感染者等が発生した際の対応

探偵業者は、自社において感染者等が発生した際は、次のとおり対応するものとする。

ア 自社で陽性者及び感染者等が発生した際の対応

- ・自社の調査員等の感染が疑われた場合には、当該調査員等は、厳に出勤しないようにするとともに、最寄りの保健所等に相談すること。
・感染した調査員等及び濃厚接触者と認められた調査員等を回復後に復帰させるに当たっては、最寄りの保健所と相談の上、適切に判断すること。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した調査員等やその関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、調査員等を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行うこと。
- ・自社の調査員等に感染が発生した場合、調査員等の間で相互対応体制を構築し、事業継続が図れるよう努めること。

イ その他

- ・保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力すること。
- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、調査員等においても、より慎重で徹底した対応を検討すること。

4 おわりに

探偵業は、社会生活安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中においても、社会活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者に含まれており、最低限の事業継続をしていくことが求められている。

このため、今後も「ウイズコロナ」を踏まえ、各事業所の実情に合った適切な感染予防対策を行って頂きたい。